



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
5月27日
第311号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る生産品売払代金の徴収事務の委託(みらいの農業振興課)	1
車両制限令第3条第1項第2号イに規定する道路の指定(道路保全課)	1
車両制限令に基づく道路および通行方法の指定(道路保全課)	2
地方自治法に基づく指定納付受託者の指定(管理課)	2

○ 公 告

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告(都市計画課)	2
--------------------------------	---

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告(大津・南部、東近江)	3
土地改良区定款変更認可公告(大津・南部、東近江、湖東)	5

告 示

滋賀県告示第226号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る生産品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年5月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 委託の相手方 丸一八日市綜合青果株式会社 東近江市市辺町2533番地
株式会社オーミ青果 彦根市安食中町327番地
- 委託事務の内容 滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る生産品売払代金の徴収事務
- 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第227号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が25トン以下で車両の長さおよび軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を、次のとおり指定する。

令和4年5月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 指定する道路の路線名および区間

路 線 名	区 間
県道土山蒲生近江八幡線	東近江市横山町字東浦1074番地先から 東近江市上羽田町字堤ノ内3266番1地先まで
県道近江八幡竜王線	蒲生郡竜王町大字岩井字里中606番地先から 蒲生郡竜王町大字山之上字馬道667番1地先まで
県道湖東彦根線	愛知郡愛荘町東円堂字塚越2374番1地先から 愛知郡愛荘町愛知川字大柳792番2地先まで

- 指定年月日 令和4年6月1日

滋賀県告示第228号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和4年5月27日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定する道路の路線名および区間

路線名	区間
県道上砥山上鈎線	栗東市小野字向手原60番4地先から 栗東市小野字カフリコ789番1地先まで

2 指定年月日 令和4年6月1日

3 通行方法 1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両または車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分注意すること。
- 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上または横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

滋賀県告示第229号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者として次の者を指定した。

令和4年5月27日

滋賀県知事 三日月 大造

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の事務所の所在地	指定年月日	指定納付受託者が納付事務の対象とする歳入等の種類
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	令和4.4.1	寄附金
株式会社しがぎんジェーシービー	大津市浜町1番10号	令和4.4.28	県税(自動車税(種別割))、寄附金
株式会社滋賀ディーシーカード	大津市浜町1番10号	令和4.4.28	県税(自動車税(種別割))、寄附金

公 告

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

近江八幡市が令和4年5月27日に変更した近江八幡八日市都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年5月27日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

近江八幡市が令和4年5月27日に変更した近江八幡八日市都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年5月27日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上仰木土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和4年5月27日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 小森 信明

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	飛田 善宣	大津市仰木二丁目2番30号
〃	伊藤 士良	同 所8番8号
〃	養 覚 勇	同 所16番25号
〃	伊藤 陽 治	同 市仰木三丁目2番11号
〃	岡田 正 次	同 市仰木二丁目12番45号
〃	北村 宏	同 所20番10号
〃	飛田 明	同 所12番41号
〃	猪飼 幸 弘	同 所16番3号
〃	上坂 治 夫	同 所19番44号
監事	鐘 武 彦	同 所11番6号
〃	伊藤 義 樹	同 所35番25号
〃	酒井 孝 彰	同 所12番24号

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	伊藤 茂 樹	大津市仰木二丁目16番8号
〃	岡田 正 次	同 所12番45号
〃	上坂 良 秋	同 市仰木三丁目2番21号
〃	上坂 効	同 市仰木二丁目11番32号
〃	上坂 宗 万	同 所18番6号
〃	飛田 明	同 所12番41号
〃	佛性 浩 一	同 所6番18号
〃	飛田 享 之	同 所37番3号
〃	猪飼 幸 弘	同 所16番3号
監事	鐘 武 彦	同 所11番6号
〃	伊藤 義 樹	同 所35番25号
〃	酒井 孝 彰	同 所12番24号

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、安土町城南土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和4年5月27日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	福 本 耕 次	近江八幡市安土町桑実寺354番地
”	原 田 剛 太 郎	同 市安土町常楽寺664番地
”	日 岡 稔	同 市安土町上豊浦1257番地
”	川 嶋 治 夫	同 市安土町下豊浦8217番地 2
”	木 瀬 吉 蔵	同 所2733番地
”	西 孫 司	同 所4233番地
”	善 住 道 雄	同 所3829番地
”	中 村 龍 次	同 所3328番地
”	松 本 守 生	同 所2884番地
”	辻 良 高	同 市安土町上豊浦1496番地
”	奥 田 廣 司	同 市安土町下豊浦3571番地
”	中 村 嘉 孝	同 所5026番地
監 事	森 良 雄	同 所3691番地
”	福 本 茂 信	同 所2625番地
”	森 昭 彦	同 市安土町上豊浦1442番地 1

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	福 本 耕 次	近江八幡市安土町桑実寺354番地
”	原 田 剛 太 郎	同 市安土町常楽寺664番地
”	川 嶋 治 夫	同 市安土町下豊浦8217番地 2
”	仲 村 菊 治	同 所4317番地
”	木 瀬 吉 蔵	同 所2733番地
”	奥 田 章 二	同 所4297番地
”	松 本 守 生	同 所2884番地
”	辻 康 男	同 市安土町上豊浦1564番地
”	植 村 隆 司	同 所1046番地
”	北 川 幸 八	同 市安土町下豊浦4488番地
”	稲 本 利 之	同 所3296番地
”	中 村 敏 之	同 所4357番地
監 事	竹 田 多 郎 治	同 所3599番地
”	末 房 守	同 市安土町上豊浦1076番地
”	福 本 茂 信	同 市安土町下豊浦2625番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、琵琶湖干拓大中の湖土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和4年5月27日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	中 江 弘 嗣	近江八幡市大中町 3 番地
”	鈴 木 睦 雄	同 所23番地
”	田 谷 耕 一	同 所24番地
”	渡 辺 仁 嗣	同 市安土町大中119番地
”	橋 場 芳 明	同 所12番地

〃	谷 治 雄	同	所34番地
〃	石 神 隆 正	東近江市大中町43番地	
〃	長 尾 桂	同	所28番地
〃	富 江 節 生	同	所257番地
〃	東 房 男	近江八幡市白王町719番地	
〃	井 上 正 人	同	市安土町下豊浦4997番地
〃	湯ノ口 孝 生	東近江市栗見新田町680番地	
監 事	高 井 茂	近江八幡市大中町22番地	
〃	原 英 史 朗	同	市安土町大中91番地
〃	上 田 弘	東近江市大中町23番地	

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	中 江 弘 嗣	近江八幡市大中町3番地
〃	鈴 木 睦 雄	同 所23番地
〃	徳 田 為 宏	同 所26番地
〃	橋 場 芳 明	同 市安土町大中12番地
〃	元 島 拓 雄	同 所11番地
〃	松 井 信 夫	同 所37番地
〃	藤 村 久 憲	東近江市大中町38番地
〃	村 林 誠	同 所34番地
〃	木 下 昌 和	同 所58番地
〃	東 房 男	近江八幡市白王町719番地
〃	井 上 正 人	同 市安土町下豊浦4997番地
〃	湯ノ口 孝 生	東近江市栗見新田町680番地
監 事	高 井 茂	近江八幡市大中町22番地
〃	田 中 清 人	同 市安土町大中30番地
〃	石 神 隆 正	東近江市大中町43番地

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、真野北部土地改良区の定款の変更は、令和4年5月19日に認可した。

令和4年5月27日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 小 森 信 明

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、東近江市市原土地改良区の定款の変更は、令和4年5月20日に認可した。

令和4年5月27日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、安土町城南土地改良区の定款の変更は、令和4年5月20日に認可した。

令和4年5月27日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、彦根市北部土地改良区の定款の変更は、令和4年5月18日に認可した。

令和4年5月27日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、彦根市南部土地改良区の定款の変更は、令和4年5月18日に認可した。

令和4年5月27日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、河瀬土地改良区の定款の変更は、令和4年5月18日に認可した。

令和4年5月27日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、多賀土地改良区の定款の変更は、令和4年5月18日に認可した。

令和4年5月27日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸